

議第 4 8 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条の規定により、令和 4 年 5 月 2 0 日別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

垂井町長 早 野 博 文

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月20日

垂井町長 早野博文

令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度垂井町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度垂井町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	438,918千円	416千円	439,334千円
第1項 営業収益	399,280千円	△37,780千円	361,500千円
第2項 営業外収益	39,637千円	38,196千円	77,833千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	450,013千円	416千円	450,429千円
第1項 営業費用	396,210千円	416千円	396,626千円

令和 4 年度 補正予算実施計画明細書
 収益的收入及び支出
 収入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	区 分		説 明
						節・細節	予定額 (千円)	
1 水道事業収 益	1 営業収益		438,918	416	439,334			
		1 給水収益	399,280	△ 37,780	361,500			
			377,487	△ 37,780	339,707	1 水道料金 △ 37,780	基本料金減免	
2 営業外収益	3 他会計負担 金		39,637	38,196	77,833			
			0	38,196	38,196	1 現年度水道 料金	△ 37,780	
						1 他会計負担 金	38,196	水道基本料金減免事業員負担金

-2-
令和 4 年度 補正予算実施計画明細書
収益的収入及び支出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	区分		明
						節・細節	予定額 (千円)	
1 水道事業費 用			450,013	416	450,429			
			396,210	416	396,626			
			37,332	416	37,748	16 委託料	416	水道基本料金減免対応システム 改修業務委託料
						8 電子計算機 類保守業務 委託料	416	